

令和2年度第9回長洲町農業委員会定例総会会議録

1. 招集年月日 令和2年12月10日（木）

2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）

3. 開 会 令和2年12月10日 午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 1番 濱北 圭右

会長職務代理者 2番 土山 秋吉

委員 4番 徳永 章 6番 石井 裕 7番 嶋田 正忠

8番 宮本 静子 9番 木山 倫彦 10番 増岡 美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域 中村 建治 楠田 源志 池上 春男

六栄区域 平木 誠志 木原 大介

長洲・清里区域 坂井 隆浩 濱崎 伸二

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

3番 坂本 正祐 5番 中嶋 英徳

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域 城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局 長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書 記 前田 敦

農業委員会事務局 書 記 木原 弘智

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

農林水産課 課長補佐 大賀 留美

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提 出 議 案

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第35号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

吉田事務局長

起立、礼。着席。

それでは、ただいまから令和2年度第9回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

改めましておはようございます。

もう今年もあと20日で年を取らなければならないお正月が来ます。今年を振り返ってみて、コロナウイルスに始まってコロナで終わるような一年でございます。その間、台風やら大雨による豪雨で人吉、八代方面の人は多大な被害とそれからお亡くなりになった方がいらっしゃいますが、本当に熊本県人として心が痛む思いでございます。

年末で十分体には健康を気をつけて、そして健康であればこそ家庭の円満な幸せと地域の発展にもつながるといことで、皆さんには本当に御苦労ではございますが、地域のために、家族のために頑張っていたきたいと思えます。

今日は第9回の定例総会です。よろしく願いをいたします。

吉田事務局長

それでは、本日の欠席委員の御報告をします。3番坂本委員、5番中嶋委員から欠席の届出の連絡がっております。

それと、推進委員の城戸さんも所用で来られないという御連絡がっております。

本日の出席委員は10名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

濱北会長

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第35号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、9番木山委員、10番増岡委員にお願いをいたします。

早速議事に入ります。

1ページです。報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

吉田事務局長

それでは、報告第11号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告をいたします。

農地法第3条の3第1項の規定につきましては、農地に関する権利を

取得した場合は農業委員会に届け出る必要があります。農業委員会の許可が不必要なものの代表的なものが相続になりますが、その場合は届出が必要になるということでございます。

それでは、議案書の説明を行います。

受付番号2番になります。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。

簡単ではございますが、以上で報告第11号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長 なければ、報告第11号は終わります。

次に進みます。2ページです。

報告第12号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

吉田事務局長 それでは、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告します。

農地法第18条第6項の規定につきましては、農地法や農業経営基盤強化促進法による貸借の解約について貸し出す人と借りる人の合意により行われたものについては届出が必要になるというものでございます。

それでは、議案書の説明を行います。

受付番号7番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても議案書に記載のとおり合意解約となっております。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件については何か質問等はございますでしょうか。

—ありません の声有—

濱北会長 ありがとうございます。なければ、報告第12号はこれで終わります。

次に進みます。3ページです。

議案第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長 議案第33号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

農地法第4条第1項の規定につきましては、農地の所有者が事業主となり、農地を農地以外にするためには都道府県知事の許可を得る必要があります。

許可を得るまでの流れとしては、市町村農業委員会において申請内容について審議をし、意見を付して、都道府県知事へ提出する必要がある

ますので御審議をいただくものでございます。

それでは、議案書の説明を行います。

議案書の5ページ、6ページをお開きください。受付番号5番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、腹栄中学校南東側になります。

本申請は既存住宅及び農業用倉庫が境界を越境していたため、敷地拡張を行うものです。なお、無断で越境していたことに対する始末書が添付されております。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1、2ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、敷地拡張となっております。申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断しており、原則不許可になります。が、例外的に許可できる場合が定められております。

今回の例外要件につきましては、農地法第4条第6項第1号に掲げる場合の同項ただし書及び同項施行令第4条第1項第2号ハ及び同法施行規則第35条第5号の規定に基づき、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの、既存の施設の拡張であるため、不許可の例外に該当すると思われま。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しているため、該当がありません。

計画面積の妥当性につきましては、敷地拡張によるものであるため、既存施設面積、今回520.16㎡と申請地面積94㎡を合わせた面積が農家住宅基準面積おおむね1,000㎡を下回るため、適当と判断しております。

なお、基準面積については、容易に1,000㎡ということではなくて、申請人の農業経営状況及び所有機械の状況等により適当な面積という判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、敷地拡張のため、近隣に土砂流出がないよう留意をするということでございます。万が一周辺農地に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するということです。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は自然浸透ということでございます。

以上、受付番号5番の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の9番木山委員にお願いをいたします。

9番、木山です。この場所は腹栄中学校からJAの方向に向かいま

濱北会長

木山委員

して左に曲がると、中学校からは100mぐらいJAに向かって、そこから左に曲がりますと納骨堂があります。その納骨堂の南側になります。先ほど説明がありましたとおり、住居及び農業用倉庫が境界を超えていたものであり、超えていた土地も申請者の土地であることから問題ないと思います。

濱北会長 ご審議のほどよろしくお願いします。

中村推進委員 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に御意見を伺います。

濱北会長 中村です。今、話があったように、もうもともと家が建ってしまって、別に何の問題もないと思います。

濱北会長 ご審議のほう、よろしくお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員の説明がございました。この件について、何か質問等はございませんか。

濱北会長 ーありません の声有ー

濱北会長 なければ、採決をします。議案第33号、受付番号5番については原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

濱北会長 ー賛成者挙手ー

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第33号、受付番号5番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に進みます。7ページです。

吉田事務局長 議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

吉田事務局長 事務局より説明をしてください。

吉田事務局長 それでは、議案第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

吉田事務局長 農地法第5条第1項の規定につきましては、農地の所有者から事業主となる第三者へ権利移転と併せて農地を農地以外にするためには都道府県知事の許可を得る必要があります。農地法第4条第1項の規定同様、農業委員会において申請内容について審議をし、意見を付して、都道府県知事へ提出する必要がありますので御審議をいただくものです。

吉田事務局長 それでは、議案書の説明を行います。議案書の9ページ、10ページをお開きください。受付番号16番になります。

吉田事務局長 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

吉田事務局長 申請地は長洲町役場南東側になります。

吉田事務局長 許可基準等について御説明をいたします。説明資料の3ページ、4ページを併せて御覧ください。

吉田事務局長 申請理由につきましては、建売住宅3棟の建設に伴う売買による所有

権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、鉄道の駅や市区町村役場等その他類する施設から300m以内の公共公益的施設があるため、第3種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書による残高が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、第1期工事として造成工事を令和3年1月20日に着工予定です。令和3年7月31日完成予定です。第2期工事として、建築工事を令和3年8月1日着工予定、令和4年7月31日完成予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、建売住宅3棟の建築によるものであり、各区画の面積が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

なお、土地全部事項証明書には抵当権が設定されておりますが、こちらは既に放棄をされているということでございます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地は隣接地と同じ高さであります。北側水路に沿った一部が低くなっているということで、周辺と同じ高さに盛土するためL型擁壁を施工することです。建物は平屋建てで、敷地境界から十分に離れて建てるため、近隣農地には影響がないということですが、万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するというところでございます。

その他、給水が町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は自然浸透ということでございます。

以上、受付番号16番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の8番、宮本委員にお願いをいたします。

宮本委員

宮本です。場所は役場を出て、押しボタン信号機から左に曲がったところにあります。耕作されてなくて、土地を挟んで両方には住宅が立ち並んでいるところなので、問題ないかと思われま。

御審議のほう、どうぞよろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の濱崎推進委員に御意見を伺います。

濱崎推進委員

推進委員の濱崎です。今、説明がありましたとおり、日頃から耕作をしている様子がないので、問題ないかと思えます。

以上、お願いします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員より説明がございました。この件について何か御質問等はございますか。何かないですか。

濱北会長 —ありません の声有—
なければ、採決します。議案第34号、受付番号16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

濱北会長 —賛成者挙手—
ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第34号、受付番号16番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に進みます。11ページです。これが今日の最後です。

吉田事務局長 議案第35号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
議案第35号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。
農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業による農用地等についての利用権の効果を生じさせる農用地利用集積計画の作成について定める場合は、農業委員会の決定を得る必要があります。そのための御審議をいただくものでございます。
それでは、議案書の説明を行います。
今回の申請につきましては、12ページが総括表となっております、2020年の期間ごとの総括になります。
13ページが今回の借手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積ということになります。
詳細につきましては、次の14、15ページ、こちらが賃借権が44件、90筆、合計で10万4,684.56㎡。続いて16ページ、こちらが期間借地6件、12筆、1万3,604㎡。続いて17ページ、使用賃借権、4件、4筆、4,082㎡となっております。
以上、議案第35号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長 —ありません の声有—
なければ採決します。議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

濱北会長 —賛成者挙手—
ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり決定をいたします。
以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。
委員、推進委員の皆さんから、その他の件について御意見がございましたら質問を受けます。何かないですか。

土山委員 2番の土山です。先ほどちょっと質問せんやったです。何ページかな。これは、宮本さんの説明した議案がそれで、あそこは入り口がカメラ屋のところまで広がっているんですか。それで、先っぽが狭うなって離合

宮本委員

とかができないんですか、車は。

直接離合はできないかと思いますが、一台通る分にはちょっと広い部分があります。

土山委員

じゃあ、広うしてから建てらすわけやなかとですか。そのままたい。

木原書記

セットバックはあります。

土山委員

消防車あたりが来たっちゃ、ほんなら問題なか。

木原書記

ぎりぎりだと思います。

濱北会長

ほかにございせんか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、事務局のほうから何か。

(その他事務局説明)

- 1 農業委員会委員研修会について
- 2 活動日誌について
- 3 農業委員会委員積立について
- 4 長洲町の農業振興地域及び農用地区域、都市計画区域（用途地域）について
- 5 空家に付随した農地取得における特例面積について

濱北会長

それでは、これをもちまして、令和2年度第9回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

吉田事務局長

起立。礼。

閉会（終了 午前10時36分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印